

2023 年合格目標 司法書士講座

入門総合本科生 オリエンテーション

TAC/Wセミナー 専任講師
新宿校 姫野 寛之

TAC

この講義では、入門総合本科生をご受講いただくに当たっての注意点や勉強方法等を解説します。

1 司法書士の業務

司法書士は他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする（司書法3条1項）。

- (1) 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- (2) 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。
- (3) 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
- (4) 裁判所もしくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局もしくは地方法務局に提出しもしくは提供する書類もしくは電磁的記録を作成すること。
- (5) (1)から(5)までの事務について相談に応ずること。
- (6) 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（⑤の手続を除く。）については、代理することができない。
 - ① 民事訴訟法の規定による手続（②の手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であって、訴訟の目的の価額が140万円を超えないもの
 - ② 裁判上の和解の手続又は支払督促の手続であって、請求の目的の価額が140万円を超えないもの
 - ③ 訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法の規定による手続であって、本案の訴訟の目的の価額が140万円を超えないもの
 - ④ 民事調停法の規定による手続であって、調停を求める事項の価額が140万円を超えないもの
 - ⑤ 少額訴訟債権執行の手続であって、請求の価額が140万円を超えないもの
- (7) 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であって紛争の目的の価額が140万円を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続もしくは裁判外の和解について代理すること。
- (8) 筆界特定の手続であって対象土地の価額が5,600万円を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

上記(6)から(8)までの業務（これを、「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる（司書法3条2項）。

- ❶ 簡裁訴訟代理等関係業務について特別研修（「100時間研修」と呼ばれる。）を修了した者であること。
- ❷ ❶に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。
- ❸ 司法書士会の会員であること。

2 司法書士試験（筆記試験関係）

(1) 受験資格

司法書士試験は、年令、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

(2) 筆記試験の期日

毎年 7 月の第一日曜日（例年）

* 法務大臣は、毎年 1 回以上、司法書士試験を行わなければならない（司書法 6 条 1 項）。

cf. 令和 2 年度司法書士試験は、新型コロナウイルス感染症の影響で筆記試験の期日が延期され、令和 2 年 9 月 27 日に実施された。令和 3 年度司法書士試験の筆記試験の期日は、令和 3 年 7 月 4 日であった。

(3) 筆記試験の内容

- ① 憲法，民法，商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識
- ② 不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）
- ③ 供託並びに民事訴訟，民事執行及び民事保全に関する知識
- ④ その他司法書士法 3 条 1 項 1 号から 5 号まで（前記 1 の(1)から(5)まで）に規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

cf. 口述試験の試験範囲は、②と④である。

	着席時刻	試験時間	試験の内容
午前の部	午前 9 時 00 分	午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで	①
午後の部	午後 0 時 30 分	午後 1 時から午後 4 時まで	②③④

(4) 試験の方法，配点及び合格判定の方法

- ① 午前の部の試験（前記(3)の①）及び午後の部の試験のうち前記(3)の③及び④については多肢択一式により、午後の部の試験のうち前記(3)の②については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施される。
- ② 午前の部の試験及び午後の部の試験の多肢択一式問題は、それぞれ 35 問で 105 点満点、午後の部の試験の記述式問題は、2 問で 70 点満点である。
- ③ 午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とされる。
- ④ 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されない（試験時間終了後、これらを記載することは、認められない。）。

- ⑤ 記述式答案用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合、その者の記述式答案用紙については、採点されない。

③ 合格までの学習

入門総合本科生のご受講に当たっては、次の点に留意しながら学習を進めてください。

(1) 講義スケジュール

講義スケジュールをご確認ください。通学・通信クラスのいずれの場合も、一定の学習ペースを保ちましょう。学習ペースが乱れてしまうと、講義スケジュールの後半が大変になります。

ご自身の生活スタイル等に合ったスケジュール管理を心がけてください。

※教室講座の大まかなスケジュール

オリエンテーション	基礎マスター	記述式対策講座	択一式対策講座【実践編】	本試験
		択一式対策講座【理論編】		

* 択一式対策講座【理論編】以降の講座は、「週2～4回」の講義になります。

(2) 教 材

教材は、六法・過去問集を除き、配布されます。

必要な条文や判例等は、基礎マスターのテキストに記載されていますが、六法を使う場合には、必要に応じて、ご自身で使いやすいものをご用意ください。

参考までに、以下の六法があります。

司法書士試験向けの六法としては、①や③が最も代表的なものです。

- ① 『模範六法』三省堂
- ② 『判例付き 法務六法』三省堂 ※『模範小六法』の後継六法
- ③ 『判例六法 Professional』有斐閣
- ④ 『判例六法』有斐閣
- ⑤ 『詳細登記六法』きんざい

(3) 予 習

予習は、不要です。

先の講義の内容が気になる方は、重点的に確認したい点を事前に把握していただいても結構ですが、各講義の復習を先に行うようにしてください。

(4) 講 義

しっかり考えながらご受講ください。

板書や口頭でお伝えしたことは、できるだけメモしてください。

(5) 復習+α

次の講義までに、前回の復習をしっかりしましょう。復習の具体的方法は、次のとおりです。

① テキストやメモを参考に、講義を再現する。

ご自身に対して、講義をするイメージです。分からない論点等も、ここで付箋を貼るなりして、明らかにしておきましょう。

② 問題を演習する。

トレーニングや過去問集で問題を演習しましょう。問題を演習し、ある知識が問題として出題された場合の形を知ること、知識が立体的になります。

過去問集については、『パーフェクト過去問題集シリーズ』(早稲田経営出版)をお勧めします。

③ 再度テキストを読む。

問題演習後の再確認として、再度テキストを読みましょう。

以 上